

令和5年4月13日

職員 各位

社会福祉法人 百鷗
理事長 吉田 仁

令和5年度介護職員等処遇改善計画について

1. 介護職員処遇改善加算（平成20年10月より）

介護職員の処遇改善のため、平成20年10月に「介護職員処遇改善交付金」が始まり、平成24年度よりこの賃金改善を継続するため介護報酬の加算として創設された。

2. 介護職員等特定処遇改善加算（令和元年10月より）

経験・技能のある介護職員に重点化した更なる処遇改善として創設された。

3. 介護職員等ベースアップ等支援加算（令和4年2月より）

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、介護職員の収入を3%程度引き上げる措置として創設された。

以上、上記1～3の処遇改善に関する計画は下記のとおり。

1. 介護職員処遇改善加算

(対象) 介護職（兼務者含む）

(賃金改善内容)

※詳細は、別紙「社会福祉法人百鷗介護職員等賃金改善等の内容」のとおり

※加算額が支給額を上回る場合は一時金（令和6年4月末）として支給予定。

2. 介護職員等特定処遇改善加算

(対象) 介護職（兼務者含む）およびその他の職種（年収440万円未満の者）

(賃金改善内容)

※詳細は、別紙「社会福祉法人百鷗介護職員等賃金改善等の内容」のとおり

※常勤および再雇用職員に、下記のグループ分け（①～③）により一時金（令和6年4月末）を支給予定。

(1) グループ分け

GP	職種	常勤・再雇用職員	一時金支給予定額
①	介護職 介護職兼務（生活相談員・CM）	・介護福祉士 ・勤続10年以上（他法人の勤務含む。 ただし、社会福祉法人百鷗勤務期間2年以上) ・2級以上の職務	50,000円
②	A 介護職 介護職兼務（生活相談員・CM）	①以外の介護福祉士	40,000円
	B 介護職 介護職兼務（生活相談員・CM）	①と②A以外の介護職	25,000円
	C 介護職（補助）	—	—
③	その他の職種	年収440万円未満の者 (全ての手当等含む)	11,000円

※再雇用職員は、契約日数に応じた支給とする。

3. 介護職員等ベースアップ等支援加算

(対象) 本事業の対象となる全職員（施設長、事務長、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターは除く）

(賃金改善内容)

常勤・再雇用職員 ⇒毎月の給与に手当として月額5,500円（再雇用職員は契約日数による支給額）支給する。

有期無期契約職員 ⇒毎月の給与に下記の算出にて支給する。
月の勤務時間（有給含む）×25円

以上

- ①介護職員処遇改善加算（H20.10～）
- ②介護職員等特定処遇改善加算（R1.10～）
- ③介護職員等ベースアップ等支援加算（R4.2～）

1. 賃金改善内容

No.	改善項目	対象加算	常	パ	改善内容
1	基本給	①②	○		平成20年10月からの定期昇給及び特別昇給（昇格等）
2	夜勤手当	①	○		5,200円⇒6,000円（800円増額）
3	扶養手当	①	○		子供等3人目増額（3,500円）と4人目以降5,500円上限なしの支給
4	管理職手当	①	○		副施設長、所長増額（5,000円）
		①	○		部長、課長増額（10,000円）
5	役職手当	①	○		主任（10,000円）
6	資格手当	①	○		介護福祉士（10,000円、専門職5,000円）
		①	○		初任者・実務者・ヘルパー2級（2,000円）
7	フルシフト手当	①	○		5,000円
8	委員長等手当	①	○		委員長増額（1,500円）、副委員長手当（2,000円）
9	人事考課評価額	①	○	○	年末賞与と共に支給（10,000円～42,000円）※12月10日支給
10	時給	①②		○	毎年昇給（5円または10円）、その他時給改定、最低賃金改定分
11	夜勤一勤務	①②		○	毎年昇給（80円または160円昇給）、その他時給改定、最低賃金改定分
12	処遇改善支援金手当	③	○	○	常勤は毎月5,500円支給、有期無期契約職員は時給25円×勤務時間数（月）
13	賞与	①		○	夏季賞与（社保加入20,000円、他15,000円）※6月末支給 （介護職員処遇改善加算）
		①		○	一時金（上記賃金改善額支給後、残額がある場合）（翌年4月に支給予定） （介護職員等特定処遇改善加算）
		②		○	一時金（下記キャリアによるGP分けにより支給）（翌年4月に支給予定）

2. キャリアパス要件について（処遇改善加算）

別紙のとおり

3. 見える化要件について（特定加算）

別紙のとおり

4. 職場環境等要件について（処遇改善加算・特定加算）

別紙のとおり

3 介護職員処遇改善加算の要件について

(1) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

①処遇改善加算による賃金改善の見込額(再掲)	61,200,000 円	<input type="radio"/>
②賃金改善実施期間	令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月 (12 か月)	
賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ()	
(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)		
<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ()		
(賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。		
具体的な取組内容	介護職員の基本給の引上げ(年齢、資格、経験、技能、勤務成績、それに伴う人事考課等を考慮して各人ごとに決定) (基本給)常勤:平均16,500円の増額、有期無期契約職員:時給平均111円、夜勤一勤務平均2,667円の増額。 (手当)常勤の新設:副委員長2,000円、介護福祉士等資格2,000円から10,000円、フルシフト5,000円、増額分は部長・課長・主任10,000円、所長5,000円、委員長1,500円、夜勤800円、扶養手当3人目以降5,500円。(賞与)人事考課評価額10,000円から42,000円、有期無期契約職員夏季賞与15,000円又は20,000円。 ※上記(全て)内容賃金改善に伴う法定福利費増額分も含む。※加算額が上記賃金改善額を上回る場合は、一時金として令和6年4月末日に支給する。	
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。	
(上記取組の開始時期)	平成 20 年 10 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)	

(2) キャリアパス要件

- 次の要件について該当する場合チェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。加算Ⅲの事業所のみの場合もキャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかを満たすこと。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="radio"/>
<p>イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。</p> <p>ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。</p> <p>ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。</p>	

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="radio"/>
<p>イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。</p> <p>イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)</p>	<p>資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について以下に記載すること</p> <p>① 年間研修計画に基づき、新人職員には法人研修及び外部研修の実施。また、役職者・階層別の外部研修への参加、加えて人事考課による評価を実施し、職員の能力開発・育成と評価による評価額(賞与)を支給。</p> <p>② 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること</p> <p>③ 介護福祉士の資格取得支援として、介護職員実務者研修受講費用全額補助。介護職員初任者研修受講費用全額補助(既卒3年以内)。介護支援専門員の資格取得と更新及び主任介護支援専門員資格取得と更新に係る費用全額補助。</p>
ロ イについて、全ての介護職員に周知している。	

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。	加算Ⅰの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="radio"/>
<p>イ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。</p> <p>具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)</p>	<p>① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。</p> <p>② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。</p> <p>③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。</p>
ロ イについて、全ての介護職員に周知している。	

※キャリアパス要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあつた場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 介護職員等特定処遇改善加算の要件について

(1)特定加算のグループごとの配分要件

- ・ 4(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「」となる場合、加算取得の要件を満たしていない。
- V 経験・技能のある介護職員(A)の特定加算による平均賃金改善額が、他の介護職員(B)の平均賃金改善額より高いこと(A>B)
(ただし、介護職員間で経験・技能に明らかな差がない場合など、(A)を設定できない場合は、この限りではない。⇒4(2)に記入)
- VI 他の介護職員(B)の特定加算による平均賃金改善額が、その他の職種(C)の平均賃金改善額の2倍以上であること(B≥2C)
(ただし、(C)の平均賃金が(B)の平均賃金を上回らない場合は、この限りではない。⇒4(1)②(力)に記入)
- VII 特定加算による賃金改善の対象とする(C)の職員の改善後の賃金が、年額440万円を上回らないこと
- VIII (A)の職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること

①特定加算による賃金改善の見込額(再掲)	18,468,776 円				
②特定加算による平均賃金改善額	経験・技能のある 介護職員(A)		他の介護職員(B)		その他の職種(C)
(ア)特定加算による賃金改善を実施する範囲 ※加算の配分対象とするグループに必ずチェック(<input checked="" type="checkbox"/>)すること	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/> ○
(イ)一月当たりの常勤換算職員数(見込数)	48.4	人	83.6	人	69.0 人
(ウ)特定加算による賃金改善額のグループごとの配分比率 ※法人で設定する、特定加算による平均賃金改善額の比率	2.2 :		1.0 :		1.0 ○ ○
(エ)要件を満たす特定加算による平均賃金改善額(月額)	13,098 円		6,042 円		5,797 円
(オ)配分比率の要件を満たす賃金改善額の総額(年額)	(7,607,404 円)		(6,061,402 円)		(4,799,970 円)
(カ)BとCの平均賃金の見込額(月額) ※B≥2Cを満たさない場合のみ記入			167,212 円		142,803 円
(キ)特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)のうち、改善後の賃金 が最も高額となる者の賃金の見込額(年額)	4,350,000 円			← ○ 要 件 VII	
(ク)経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改 善後の賃金が年額440万円以上となる者の数		39 人		← ○ 要 件 VIII	
(ケ)本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事業所数(短期入所・予 防・総合事業での重複除く)		6 か所		← ○ 要 件 VIII	
(コ)「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由	<p><input checked="" type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。</p> <p><input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化す ることが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p>				

※(カ)及び(キ)には、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃金改善額を含む金額を記入し、(ク)の後半部分(改善後の賃金が440万円以上)も同様の方法でカウントすること。ただし、(ク)の前半部分(月額8万円以上の改善)については、特定加算による賃金改善額のみで判断すること。

(2)賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善 実施期間	令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月 (12 か月)	○
経験・技能の ある介護職員 (A)の考え方	<p>・次の条件を満たす介護職員を「経験・技能のある介護職員」とする。 介護福祉士として勤続10年以上で(当法人勤務2年以上であり他の法人勤務も含むもの)、職務の級が2級以上(人事考課等により昇格)であるかで判断する。</p> <p>(4(1)②で(A)にチェック(<input checked="" type="checkbox"/>)がない場合その理由)</p>	
賃金改善を行 う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ()	
具体的な取組 内容	<p>(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程)</p> <p><input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input checked="" type="checkbox"/> その他 () 昇給辞令及び労働契約書にて対応)</p> <p>(賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。資格・手当等に含めて賃金改 善を行う場合、その旨を記載。</p> <p>・定期昇給該当者(常勤)には基本給4号の定期昇給と昇格に伴う特別昇給(定期昇給:R2年1号、R3年1号、R4年1号、R5年1号で、 平均4,900円の昇給)。</p> <p>・有期・無期契約職員の時給平均40円増額(H31又はR2年度より)</p> <p>・夜勤一勤務支給額平均235円の増額。</p> <p>・一時金の支給(常勤)は、経験技能ある介護職員には50,000円、それ以外の介護職員には介護福祉士を有する者には40,000円、介 護福祉士を有しない者には25,000円、その他の職種の職員には11,000円を支給する。※一時金は、令和6年4月末日支給予定。※令 和5年10月の最低賃金に該当する場合は、時給の上乗せに対応する予定。※上記(全て)内容賃金改善に伴う法定福利費増額分も 含む。</p> <p>※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。</p>	
(上記取組の開始時期)	令和 1 年 10 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)	

(3) 見える化要件について

・実施する周知方法について、チェック(✓)すること。

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 「介護サービス情報公表システム」への掲載 <input checked="" type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載	○
その他の方法による掲示等	<input checked="" type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 <input type="checkbox"/> その他 ()	

5 介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

(1) ベースアップ等加算の配分要件

- ・ 5(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- IX 介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること

①ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(② i・ii の合計)	11,900,000 円	
②ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(内訳)		
介護職員 i) ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	7,767,130 円	(100.00) % ← ○ 要件 IX
うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額) (括弧内は月額)	7,767,130 円 (647,261 円)	
その他 ii) ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	4,132,870 円	(100.00) % ← ○
うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額) (括弧内は月額)	4,132,870 円 (344,406 円)	

(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善実施期間	令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月 (12 か月)				○
賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等(必ず選択)	<input type="checkbox"/> 基本給	<input checked="" type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(新設)	<input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(既存の増額)	
	上記以外(必ず選択)	<input type="checkbox"/> 手当(新設)	<input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input type="checkbox"/> 賞与	<input type="checkbox"/> その他 ()
(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)					
<input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input checked="" type="checkbox"/> その他 (令和5年度介護職員等ベースアップ等支援実施要領) (賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。					
具体的な取組内容	ベースアップ等支援(処遇改善支援)として常勤職員には月額5,500円、有期契約職員には時給25円×当月の勤務時間数を毎月支給する。支給対象は全職種の職員とするが、加算算定非対象サービス所属の職員、施設長及び事務長は除く。※上記の賃金改善に伴う法定福利増額分も含む。				
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。				
(上記取組の開始時期) 令和 4 年 10 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)					

6 職場環境等要件について<処遇改善加算・特定加算>

【処遇改善加算】

- 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。(ただし、取組を選択するに当たっては、本計画書3(2)「キャリアパス要件」で選択した事項と重複する事項を選択しないこと。)

【特定加算】

- 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

区分	内容
入職促進に向けた取組	<input checked="" type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 <input checked="" type="checkbox"/> 他事業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 <input checked="" type="checkbox"/> 職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する啓発吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 <input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 <input checked="" type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入 <input checked="" type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<input type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 <input type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<input checked="" type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化 <input type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・美の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	<input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 <input type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 <input type="checkbox"/> ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

7 要件を満たすことの確認・証明<共通>

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支払います。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。 (※処遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得する事業所がある場合のみ)	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していくことを誓約します。

令和 5 年 4 月 12 日 法人名 社会福祉法人 百鷗
代表者 職名 理事長 氏名 吉田 仁